

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会  
子どもの遊び場遊具設置・修理助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの遊び場遊具の設置・修理に対する助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 前条の事業に対する助成金は、自治会で設置・管理している公園の遊具を対象とし、予算の範囲内で当該自治会に支払われるものとする。(ただし、他の助成金の対象となったものを除く。)なお、過去に助成を受けた自治会は、助成を受けた年度の翌年度から起算して、新設の場合は10年間、修理の場合は5年間経過した場合に限り対象とする。

(助成限度額)

第3条 助成金は10万円以内とし、新設の場合は10万円、修理の場合は5万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 自治会は、助成金の交付を受けようとする場合は、子どもの遊び場遊具設置・修理助成金交付申請書(第1号様式)、子どもの遊び場遊具設置・修理計画書(第2号様式)、子どもの遊び場の位置図・配置図(第3号様式)及び業者の見積書を提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 会長は、前条の規定により申請があった場合は、速やかに交付の決定もしくは不決定をし、自治会へ通知しなければならない。

(交付の条件)

第6条 自治会は、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 設置責任者、施設管理責任者を明確にすること。
- (2) 助成金を目的以外に使用しないこと。
- (3) 遊具によって発生した事故等について、社会福祉協議会は一切の責任を負わないものとする。

(助成金の請求)

第7条 自治会は、前条の規定により決定の通知があった場合は、請求書(第4号様式)、業者の請求書の写し、子どもの遊び場遊具設置・修理事業完了報告書(第5号様式)、業者の領収書の写し及び完了後の写真を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。